

## 令和7年度大潟村農業委員会委員候補者募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）及び大潟村農業委員会の選任に関する規程（平成28年規定第1号）の規定に基づき、令和7年10月18日任期満了となる大潟村農業委員会委員の推薦及び応募について、次のとおり大潟村農業委員を募集します。

### 1. 職務の内容

- (1) 農地の権利移動、農地転用に係る許可等の審議及び決定、これらに係る現地調査等の業務
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等）に係る現地調査等の業務
- (3) 新規就農の支援活動
- (4) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導等

### 2. 任期

令和7年10月19日から令和10年10月18日まで（3年間）

### 3. 報酬

会 長 月額 51,000 円、実績給年額（村長が別に定める額）

職務代理 月額 44,000 円、実績給年額（村長が別に定める額）

委 員 月額 40,000 円、実績給年額（村長が別に定める額）

※実績給は必ず支給できるものではありません。

### 4. 募集人員 13名

### 5. 募集に応じる者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 大潟村の職員である方
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権の得ない方
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

※上記の資格条件のほか、以下の職については農業委員との兼職が禁じられています。

- (1) 衆議院議員および参議院議員
- (2) 固定資産評価員および固定資産評価審査委員会委員
- (3) 教育委員

## 6. 推薦及び応募に係る手続き等

### (1) 募集期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

ただし、定数に満たない場合は、定数に達するまで延長する場合があります。

### (2) 推薦及び応募に係る提出書類

①個人が推薦する場合 個人推薦用紙（様式第1号）

②法人・団体が推薦する場合 法人・団体推薦用紙（様式第2号）

③本人が応募する場合 本人応募用紙（様式第3号）

※①および②の推薦の場合にも、候補者の承諾を受けてください。

### (3) 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要な事項を記入の上、大潟村農業委員会事務局に持参（開庁日の8時30分から17時15分まで）または郵送（期限日必着）で提出してください。なお、提出書類は、返却しないものとする。

### (4) 様式の入手方法

推薦及び応募に係る様式は、農業委員会事務局に備えてあるほか、大潟村ホームページからダウンロードできます。

### (5) 記入上の注意

「経歴」「農業経営の概況」「推薦（応募）理由」は、詳しく書いてください。

## 7. 募集の情報の公表

推薦及び応募の状況について、募集期間の期間中及び期間終了後に、次の各号に掲げる事項を大潟村ホームページで公表します。

(1) 推薦用紙及び応募用紙に記載された事項のうち、住所、生年月日、連絡先を除く全事項

(2) ①推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者の数

②応募した者の数及びそのうち認定農業者の数

## 8. 選考方法

大潟村農業委員候補者評価委員会により、推薦及び応募した者の経歴等を参考に評価を行い、その結果を村長に報告し、村長が農業委員候補者を決定し、大潟村議会の同意を得るものとします。

## 9 個人情報の取扱い

推薦及び応募により取得した個人情報は、候補者の選考以外の目的には使用しません。

## 10. 担当及び問い合わせ先

大潟村農業委員会事務局

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1-1

電話番号 0185-45-3654